

參考資料

用語集

あ行

インフラ 道路、橋りょう、都市排水、河川施設、農業集落排水、公園など。

か行

開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。

居住誘導区域 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通が持続的に確保され、利便性の高い生活が維持されるように、居住の誘導を図る区域。

国勢調査 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査。

国立社会保障・人口問題研究所 厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、社会保障政策や制度についての研究を行っている。

さ行

市街化区域 都市計画法により指定された、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域 都市計画法により指定された、市街化を抑制すべき区域。

スプロール化 都心部から郊外に宅地が無秩序・無計画に広がっていくこと。

総合計画 地方自治法に基づき地方自治体が策定する基本構想であり、自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画。

た行

大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図ることを目的とした法律。

地区計画 住民の生活に身近な空間を対象とした地区を単位に、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の状況に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画。

中心市街地活性化基本計画 市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画。

田園住居地域 農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的に創設された用途地域。低層住居専用地域内に建築可能な建築物に加えて、農業に必要な倉庫や農産物直売所等の建築が可能となる。

都市機能誘導区域 福祉、子育て、医療、商業等の様々な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針	国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示した指針（国土交通省作成）。
都市計画区域	市町村などの行政区域にとらわれず、都市として総合的に整備、開発及び保全が必要な区域であり、道路、公園、下水道などの整備や土地利用に関する都市計画を考えるうえで最も基本となる区域。取手市は、守谷市とともに取手都市計画区域となっている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、当該市町村の発展の動向、当該都市計画区域における人口や産業の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするもの。都市計画区域マスタープランともいわれる。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針。市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。
都市構造の評価に関するハンドブック	各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの（国土交通省作成）。
都市再生特別措置法	社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図ることにより、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。
都市のスポンジ化	都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象。
土地区画整理事業	土地の交換分合（換地）により、道路・公園などの公共施設の整備改善を行い、土地の区画形質を整え、健全な市街地の形成や良好な住宅地の供給などを行う事業。

や行

誘導施設	都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的とした建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。目指すべき市街地像に応じて、13 種類の用途に分類される。

人口

【市街化区域人口】

町丁目	2015(平成27)年					2040(令和27)年				
	総人口	年少	生産年齢	老年	人口密度 (人/ha)	総人口	年少	生産年齢	老年	人口密度 (人/ha)
ゆめみ野丁目	1,096	253	702	140	14	1,145	135	809	200	14
下高井	1,344	138	717	484	51.3	943	80	461	402	36.0
戸頭	2,311	353	1,520	437	34.1	2,128	220	1,229	679	31.4
戸頭丁目	9,138	821	5,005	3,295	69.9	6,529	526	3,282	2,721	49.9
上高井	207	23	120	64	33.0	158	14	84	59	25.1
米ノ井	1,497	170	922	403	36.7	1,196	100	641	455	29.3
野々井	3,052	383	1,887	779	64.9	2,489	221	1,291	977	52.9
井野台丁目	5,177	630	3,233	1,301	64.3	4,293	379	2,378	1,535	53.3
稲	375	42	217	115	25.8	279	23	146	109	19.2
駒場丁目	2,690	316	1,618	755	45.0	2,153	186	1,121	845	36.0
桑原	473	34	277	163	10.7	337	28	160	149	7.6
寺田	2,394	283	1,451	651	32.1	1,903	168	981	754	25.5
新取手丁目	3,312	273	1,637	1,397	75.2	2,161	175	985	1,001	49.1
新町丁目	3,653	395	2,110	1,129	64.0	2,800	229	1,453	1,118	49.1
西丁目	3,175	197	1,491	1,486	98.0	1,903	128	825	950	58.7
中央町	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
中原町	366	15	189	160	60.9	227	15	107	105	37.8
白山丁目	4,517	394	2,777	1,338	38.9	3,435	277	1,751	1,407	29.6
本郷丁目	2,905	351	1,663	885	51.9	2,264	199	1,210	854	40.4
井野	3,076	365	1,834	872	57.5	2,458	219	1,350	890	45.9
井野丁目	1,867	214	1,079	568	62.0	1,462	134	805	523	48.5
井野団地	3,291	189	1,697	1,390	153.6	2,079	141	927	1,011	97.0
吉田	303	39	170	94	33.0	232	20	122	91	25.3
取手丁目	2,708	346	1,797	553	111.4	2,385	217	1,323	844	98.1
青柳	1,739	219	1,018	491	57.8	1,399	133	782	485	46.5
青柳1丁目	446	87	280	79	49.0	407	38	239	131	44.8
台宿	135	20	86	29	82.2	119	11	59	49	72.3
台宿丁目	3,181	324	1,908	931	73.0	2,503	210	1,328	964	57.4
東丁目	3,664	389	2,064	1,209	64.1	2,721	229	1,382	1,110	47.6
小文間	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
桜が丘丁目	5,025	704	3,475	842	64.7	4,425	414	2,334	1,676	57.0
洪沼	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
神浦	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
宮和田	5,732	471	3,205	2,045	74.3	4,042	319	1,944	1,779	52.4
小浮気	247	35	148	64	26.4	203	18	111	75	21.7
双葉丁目	2,437	153	1,182	1,098	91.9	1,478	96	624	759	55.7
谷中	1,690	184	936	568	37.9	1,247	108	654	486	28.0
藤代	2,588	344	1,446	795	42.7	2,025	184	1,128	713	33.4
藤代南丁目	1,841	468	1,166	207	57.3	1,886	209	1,179	498	58.7
平野	85	5	52	28	83.8	63	6	31	25	62.1
片町	404	33	262	108	49.6	317	26	153	137	38.9
柵木	2,178	235	1,158	781	48.7	1,554	133	801	620	34.7
市街化区域計	90,319	9,894	52,497	27,733	49.9	69,344	5,968	36,192	27,185	38.3

【市街化調整区域人口】

町丁目	2015(平成27)年					2040(令和27)年				
	総人口	年少	生産年齢	老年	人口密度 (人/ha)	総人口	年少	生産年齢	老年	人口密度 (人/ha)
下高井	814	84	434	293	5.0	571	49	279	243	3.5
貝塚	69	4	41	24	1.2	54	7	30	18	1.0
戸頭	8	1	5	2	0.5	7	1	4	2	0.5
市之代	111	13	67	31	1.6	86	7	48	31	1.3
上高井	493	55	285	153	4.6	375	34	200	142	3.5
米ノ井	8	1	5	2	0.2	6	1	3	2	0.2
野々井	570	71	352	145	5	465	41	241	182	4.5
稲	711	79	412	219	4.6	529	44	277	207	3.4
桑原	147	10	86	51	1.2	105	9	50	46	0.9
寺田	307	36	186	84	1.6	244	22	126	97	1.3
取手	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
新町丁目	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
西丁目	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
井野	114	14	68	32	3.2	91	8	50	33	2.6
吉田	401	52	224	125	8.1	307	26	161	120	6.2
取手	24	1	13	10	0.5	16	1	6	8	0.4
取手丁目	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
小堀	317	22	188	107	11.8	214	15	98	102	8.0
青柳	195	25	114	55	2.8	157	15	88	54	2.3
長兵衛新田	277	21	155	101	7.6	190	9	104	78	5.2
東丁目	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
小文間	2,218	145	1,155	916	5.4	1,431	112	688	631	3.5
押切	214	15	127	72	2.5	152	11	76	64	1.8
光風台丁目	1,389	93	589	705	63.3	814	58	361	395	37.1
高須	555	45	320	190	2.1	385	29	174	182	1.4
渋沼	137	11	83	43	2.0	97	6	48	42	1.4
小泉	120	5	68	47	1.3	78	6	35	37	0.8
神浦	211	19	78	114	4.3	105	8	49	48	2.1
清水	486	27	300	156	2.7	346	28	168	150	1.9
大留	89	6	50	33	1.0	57	3	26	28	0.6
中田	219	9	133	76	1.8	137	7	63	68	1.1
米田	117	10	61	46	3.8	79	6	38	35	2.6
毛有	169	21	96	52	2.3	131	12	69	50	1.8
下萱場	215	19	120	76	2.5	150	13	75	62	1.7
萱場	96	5	53	38	2.8	59	3	24	32	1.7
宮和田	118	10	65	42	1.2	83	7	40	36	0.8
紫水丁目	1,053	367	610	76	37.4	1,131	119	769	244	40.2
小浮気	80	11	48	21	1.7	66	6	36	24	1.4
上萱場	417	29	255	133	3.0	304	24	151	129	2.2
新川	398	23	231	144	3.6	262	19	118	126	2.4
大曲	121	9	74	38	2.0	88	7	46	36	1.5
谷中	18	2	10	6	1.3	13	1	7	5	0.9
藤代	117	16	65	36	1.9	92	8	51	32	1.5
浜田	319	32	170	117	3.5	224	20	108	95	2.4
平野	92	5	56	31	1.7	68	7	34	27	1.3
片町	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
櫛木	542	58	288	194	3.9	387	33	199	154	2.8
岡	383	29	191	163	2.6	251	23	122	106	1.7
山王	823	70	445	308	3.5	567	49	270	248	2.4
神住	144	7	83	54	1.6	96	6	43	46	1.1
中内	255	28	140	87	2.3	182	17	96	69	1.6
配松	156	14	84	58	2.7	107	9	48	50	1.8
和田	414	32	240	142	3.1	297	24	151	121	2.3
河川敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整区域計	16,251	1,661	8,925	5,646	3.1	11,656	969	5,946	4,739	2.2
市域計	106,570	11,555	61,422	33,380	15.2	81,000	6,937	42,138	31,925	11.6

※表示端末未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。
 ※2015(平成27)年の総人口は、年齢不詳を含む。

評価指標の算出方法

分野	評価指標	算出方法
生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率 (%)	医療施設・福祉施設・商業施設・基幹的公共交通を徒歩圏で享受できる市民の割合。各施設の徒歩圏（バス停は半径 300m、その他は半径 800m）の全てが重複するエリアに居住する人口を都市の総人口で除して算出
	市街化区域等における人口密度 (人/ha)	市街化区域内人口 (人) ÷ 市街化区域面積 (ha)
	S45DID 区域における人口密度 (人/ha)	1970 (昭和 45) 年の DID における 2015 (平成 27) 年の人口 ÷ 1970 (昭和 45) 年の DID (ha)
	生活サービス施設（医療）の徒歩圏人口カバー率 (%)	医療施設（内科又は外科又は小児科を有する病院・診療所）から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
	生活サービス施設（福祉）の徒歩圏人口カバー率 (%)	福祉施設（通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設）から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
	生活サービス施設（商業）の徒歩圏人口カバー率 (%)	商業施設（専門・総合スーパー、百貨店）から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
	基幹的公共道路線の徒歩圏人口カバー率 (%)	運行頻度が片道 30 本/日以上サービス水準を有する鉄道駅又はバス停の徒歩圏（鉄道については半径 800m、バス停については半径 300m）に居住する人口を都市の総人口で除して算出
	生活サービス施設（医療）の利用圏平均人口密度 (人/ha)	医療施設（内科又は外科又は小児科を有する病院・診療所）から半径 800m の圏域に該当する各小地域の人口密度を算出し、その平均値を算出
	生活サービス施設（福祉）の利用圏平均人口密度 (人/ha)	福祉施設（通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設）から半径 800m の圏域に該当する各小地域の人口密度を算出し、その平均値を算出
	生活サービス施設（商業）の利用圏平均人口密度 (人/ha)	商業施設（専門・総合スーパー、百貨店）から半径 800m の圏域に該当する各小地域の人口密度を算出し、その平均値を算出
	公共交通の機関分担率 (%)	全国都市交通特性調査の「鉄道分担率」と「バス分担率」を集計して算出
	市民一人当たりの自動車総走行台キロ (台キロ/人)	乗用車の市区町村別自動車走行台キロを都市の総人口で除して算出 ※走行台キロ：自動車走行距離（交通量×延長）の総和で、道路交通需要を示す（10 台の車が 10km 走ると 100 台キロ）
	公共交通沿線地域の人口密度 (人/ha)	鉄道駅から半径 800m、及びバス停から半径 300m の圏域の人口密度を算出
健康・福祉	徒歩と自転車の機関分担率 (%)	全国都市交通特性調査の「徒歩分担率」と「自転車分担率」を集計して算出
	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合 (%)	市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める 500m 以上の住宅数の割合
	高齢者福祉施設の 1km 圏域高齢人口カバー率 (%)	高齢者福祉施設の半径 1km 圏域の 65 歳以上人口を、都市の 65 歳以上総人口で除して算出
	保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率 (%)	保育所の半径 800m 圏域の 0～5 歳人口を、都市の 0～5 歳総人口で除して算出（※データ制約上（5 歳階級別）により、0～4 歳データで代替）
	買い物への移動手段における徒歩の割合 (%)	全国都市交通特性調査の「私事目的」の代表交通手段分担率の「徒歩・その他」を集計
	市街化区域等における公園緑	市街化区域内の都市公園から半径 800m の圏域内人口を都市の

	地の徒歩圏人口カバー率 (%)	総人口で除して算出
安心・安全	市民一人あたりの交通事故死亡者数 (人)	市民 1 万人あたり死者数
	最寄りの緊急避難所までの平均距離 (m)	最寄の緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出
	空き家率 (%)	空き家数 (その他住宅) を住宅総数で除して算出
地域経済	市街化区域等における従業人口密度 (人/ha)	市街化区域に該当するメッシュにおける従業者人口密度の平均値を算出
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高 (小売商業床効率) (万円/m ²)	都市全域における小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出
	市街化区域等における小売商業床効率 (万円/m ²)	市街化区域に該当するメッシュにおける小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出
	市街化区域等における平均住宅宅地価格 (円/m ²)	市街化区域内の用途区分が住宅地に該当する公示地価の平均値を算出
行政運営	市民一人当たりの歳出額 (千円)	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出
	財政力指数	財政力指数 ※財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。
エネルギー・低炭素	市民一人当たりの自動車 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	小型車の自動車交通量 (走行台キロ/日) に、実走行燃費を除いて燃料消費量を求め、燃料別 CO ₂ 排出係数 (ガソリン) を乗じて、年換算して CO ₂ 排出量を算出 小型車走行台キロ×ガソリン車燃費 0.1l/km×CO ₂ 排出係数 2.32kg-CO ₂ /l (国土交通白書) ×365÷1,000

※平均値(「都市構造の評価に関するハンドブック指標例データ」(国土交通省提供))の算出方法と、データを更新した取手市の算出方法は、一部異なる場合がある。

徒歩圏の考え方

各徒歩圏は、都市構造の評価に関するハンドブック(2014(平成 26)年 国土交通省)を参考にし、下記の考え方で整理しています。

徒歩圏を設定している項目	徒歩圏（半径）	設定の考え方・根拠
基幹的公共交通	鉄道駅徒歩圏：半径 800 m 路線バス（30 本/日以上）停留所徒歩圏：半径 300m	鉄道は一般的な徒歩圏である半径 800mを採用 バス停は誘致距離を考慮し 300 mを採用
介護福祉施設 （介護福祉機能）	1,000m	厚生労働省の「地域包括ケアシステム」の日常生活圏域の 1,000mを採用
介護福祉施設 （いきがい・交流機能）	500m	高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500mを採用
医療施設	800m	一般的な徒歩圏である半径 800 mを採用
子育て施設		
商業施設		
金融施設		
教育・文化施設		
スポーツ・交流・健康増進施設		
公園利用圏	500m	高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500mを採用
日常生活サービス徒歩圏	医療施設（内科または外科または小児科を含む病院・診療所）・福祉施設（通所系・訪問系・小規模多機能施設）・商業施設（ショッピングセンター、スーパーマーケット）及び基幹的公共交道路線（運行頻度が 1日片道 30 本以上）の徒歩圏（バス停は半径 300m、その他は半径 800m）のすべてを満たすエリア	一般的な徒歩圏である半径 800 mを採用 バス停は誘致距離を考慮し 300 mを採用
都市機能施設の積み上げ図	各都市機能施設 800m	施設の集積状況の確認であるため、各都市機能施設とも統一的に、一般的な徒歩圏である半径 800mを採用

検討経緯

◆取手市立地適正化計画策定委員会設置要綱

取手市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化の進展，人口減少に伴う都市の低密化，都市施設の老朽化，中心市街地及び地域公共交通の衰退等の課題に対応する，快適で利便性の高い「コンパクト・プラス・ネットワーク」の理念に基づく都市構造の実現に向け，都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）に基づく取手市立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり，計画に専門的な知見及び多角的な視点を反映させるため，取手市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について調査及び研究を行い，その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 住宅団地再生の方針の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱し，又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業に関する知見を有する者
- (3) 医療関係者
- (4) 公共交通事業関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 独立行政法人都市再生機構の職員
- (7) 市議会議員
- (8) 副市長
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から法第81条第15項の規定による計画の公表の日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選によってこれを定め，副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条及び第9条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要がある場合にあっては、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第7条 委員会が行う調査及び研究に係る庁内の総合調整を図るため、取手市立地適正化計画策定庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 調整会議の会議は、必要に応じて市長が招集する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び調整会議の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮り別に定めるものとし、調整会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

別表（第7条関係）

安全安心対策課長	市民協働課長	政策推進課長	文化芸術課長	財政課長	公共施設整備課長
社会福祉課長	高齢福祉課長	障害福祉課長	子育て支援課長	健康づくり推進課長	保健センター長
産業振興課長	農政課長	管理課長	水とみどりの課長	都市計画課長	中心市街地整備課長
教育委員会教育総務課長					

◆取手市立地適正化計画策定委員会の開催経緯

回数	開催日	議題
第1回	2017（平成29）年 8月24日（木）	(1) 立地適正化計画について (2) 今年度の検討概要と計画策定スケジュールについて (3) 取手市の現況について (4) 戸頭地域の概要（住宅団地再生計画）について (5) 取手市のまちづくりに関するアンケートについて
第2回	2017（平成29）年 11月7日（火）	(1) 取手市立地適正化計画検討の流れ (2) 都市機能に係る取手市の状況 (3) 取手市の実態と課題の整理 (4) 戸頭団地のアンケート調査について
第3回	2018（平成30）年 2月14日（水）	(1) 都市構造上の課題とまちづくり方針（案） (2) 戸頭住宅団地の再生に関する検討
第4回	2018（平成30）年 7月26日（木）	(1) 取手市立地適正化計画検討の流れと今年度の検討内容について (2) 取手市住宅団地再生検討報告書について
第5回	2018（平成30）年 11月22日（木）	(1) 昨年度検討内容の振り返り (2) 立地適正化計画で目指す将来の姿（都市の骨格構造） (3) 都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定の考え方 (4) 地域別方針
第6回	2019（平成31）年 3月20日（水）	(1) 取手市立地適正化計画策定に係る検討 ・誘導区域及び誘導施設 ・誘導施策 ・定量的な目標値及び期待される効果
第7回	2019（令和元）年 12月18日（水）	(1) 素案の修正について (2) パブリックコメント及び住民説明会の結果について (3) 素案概要説明 (4) 公表までのスケジュールについて (5) 届出制度について

◆取手市立地適正化計画策定委員会名簿（敬称略）

氏名	所属	役職	備考
大澤 義明	筑波大学システム情報系社会工学域	教授	委員長
黒崎 誠	帝京大学	客員教授	副委員長
宇田川 滋隆	宇田川(株)	代表取締役副社長	
宇田川 雅明	取手駅北地区まちづくり協議会	会長	前任者
鈴木 正喜	(株)カスミ 開発本部店舗開設部	用地開発次長	
横山 恵利香	(株)アトレ	営業課	
真壁 文敏	公益社団法人取手市医師会	会長	
武藤 成一	関東鉄道(株)	常務取締役	
内藤 義彦	社会福祉法人取手市社会福祉協議会	会長	
椎名 一夫	地域支え合いづくり推進協議会	委員	
佐野 陽一	UR 都市機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部	担当部長	
間瀬 昭一	UR 都市機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部	部長	前任者
大関 幸作	戸頭町会	会長	
齋藤 久代	取手市議会	議員	
吉田 雅弘	取手市	副市長	
野口 龍一	取手市	副市長	前任者

取手市立地適正化計画

令和2年4月

発行 取手市

編集 取手市都市整備部都市計画課
